

公示第23号

清水港興津・袖師地区指定保税地域の指定の一部取消しに関する公告

関税法第37条第2項及び第5項の規定に基づき、下記のとおり指定保税地域の指定の一部取消しを行ったので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年1月28日

名古屋税関長 奈良井 功

記

1. 指定の一部取消しをする土地

(1) 名称 新興津埠頭

(2) 所在地 静岡市清水区興津清見寺町1375番119

静岡市清水区興津清見寺町1377番

静岡市清水区興津清見寺町1378番

(3) 面積 5,514平方メートル

(4) 取消しをする土地

静岡県静岡市清水区興津清見寺町に所在する清水港新興津1号岸壁南端から護岸に沿って北西の方向へ引いた線上13.0メートルの地点を起点とし、

同点から同線に沿って北西の方向へ引いた線上24.2メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって南西の方向へ引いた線上101.7メートルの地点

同点から同線に50.42度の角度をもって北の方向へ引いた線上1.9メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって西の方向へ引いた線上12.0メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって北の方向へ引いた線上5.3メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって東の方向へ引いた線上12.0メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって北の方向へ引いた線上37.5メートルの地点

同点から同線に127.32度の角度をもって北東の方向へ引いた線上6.5メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって北西の方向へ引いた線上0.5メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって北東の方向へ引いた線上11.4メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって南東の方向へ引いた線上0.5メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって北東の方向へ引いた線上4.2メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって南東の方向へ引いた線上1.0メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって北東の方向へ引いた線上1.0メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって北西の方向へ引いた線上7.5メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって北東の方向へ引いた線上95.9メートルの地点

同点から同線に90.00度の角度をもって南東の方向へ引いた線上60.1メートルの地点

と起点とを順次結んだ線に囲まれた土地。

2. 指定の一部取消しの年月日

令和8年2月1日

3. その他

令和7年12月2日付公示第252号において公告した「清水港興津・袖師地区指定保税地域の指定の一部取消しに係る公聴会の開催について」に誤記があったため次のとおり修正した。

正) (3) 面積 5,514 平方メートル

誤) (3) 面積 5,414 平方メートル